

館山市学校給食センター整備運営事業
入札説明書

平成 30 年 11 月 7 日

館 山 市

目 次

| | | |
|----------|---------------------|-----------|
| 1 | 入札説明書の定義 | 1 |
| 2 | 本事業の概要 | 2 |
| (1) | 事業名称 | 2 |
| (2) | 公共施設等の管理者の名称 | 2 |
| (3) | 事業目的 | 2 |
| (4) | 公共施設等の立地条件及び規模 | 2 |
| (5) | 事業範囲 | 2 |
| (6) | 市が実施する事業の範囲 | 3 |
| (7) | 事業方式 | 4 |
| (8) | 事業期間 | 4 |
| (9) | 事業スケジュール（予定） | 4 |
| (10) | 事業期間終了後の措置 | 5 |
| (11) | 事業者の収入に関する事項 | 5 |
| (12) | 事業に必要な根拠法令等 | 6 |
| 3 | 入札参加に関する条件 | 7 |
| (1) | 入札参加者が備えるべき資格 | 7 |
| (2) | 構成企業の制限 | 8 |
| (3) | 参加資格の確認等 | 9 |
| (4) | 入札に係る留意事項等 | 10 |
| (5) | 予定価格 | 11 |
| 4 | 落札者決定の方法及び手順 | 12 |
| (1) | 落札者決定の方法 | 12 |
| (2) | 選定の手順及びスケジュール | 12 |
| (3) | 募集及び選定手続等 | 12 |
| 5 | 落札者の決定 | 20 |
| (1) | 選定委員会の設置 | 20 |
| (2) | 審査手順 | 20 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| (3) 提案内容に関するヒアリング等の実施 | 21 |
| (4) 落札者の決定・公表 | 21 |
| (5) 審査結果の通知及び公表 | 21 |
| (6) 落札者を選定しない場合 | 21 |
| 6 契約に関する事項 | 22 |
| (1) 基本協定の概要 | 22 |
| (2) 特別目的会社の設立等 | 22 |
| (3) 仮契約の締結 | 22 |
| (4) その他 | 22 |
| 7 事業実施に関する事項 | 24 |
| (1) サービス購入料の支払い | 24 |
| (2) 保険 | 24 |
| (3) 市と事業者の責任分担に関する考え方 | 24 |
| (4) 土地、給食センターの使用等 | 25 |
| (5) 誠実な業務遂行義務 | 25 |
| (6) 業務の委託等 | 25 |
| (7) 資格者の配置 | 25 |
| (8) モニタリング | 25 |
| (9) 法制上及び税制上の措置に関する事項 | 25 |
| (10) 財政上及び金融上の支援に関する事項 | 25 |
| (11) その他事業実施に際して必要な事項 | 26 |
| 8 提出書類 | 27 |
| (1) 説明会等に参加する際の提出書類 | 27 |
| (2) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類 | 27 |
| (3) 資格審査時の提出書類 | 27 |
| (4) 資格審査通過後に参加を辞退する場合の提出書類 | 28 |
| (5) 入札時の提出書類 | 28 |
| 9 その他 | 31 |
| (1) 情報の提供 | 31 |
| (2) 問合せ先 | 31 |

添付資料等

別紙 学校の現地確認の実施について

館山市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施に関する入札説明書（以下「入札説明書」という。）では、以下のように用語を定義する。

- 【P F I 法】 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- 【P F I 事業】 : P F I 法に基づく事業をいう。
- 【公共施設等の管理者】: 本事業を P F I 事業として民間事業者を実施させようとする公的主体をいう。
- 【事業者】 : 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
- 【入札参加者】 : 施設の建設、維持管理及び運営の能力を有し、本事業に参加する者で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- 【構成員】 : 入札参加者のうち特別目的会社に出資し、事業者から直接業務を受託する者をいう。
- 【協力企業】 : 入札参加者のうち構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう（特別目的会社への出資を行う場合は、構成員となる。）。
- 【資格審査通過者】: 参加表明のあった入札参加者のうち、資格審査を通過した入札参加者をいう。
- 【落札者】 : 選定委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
- 【特別目的会社】 : 本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。S P C (Special Purpose Company) ともいう。
- 【実施方針等】 : 実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付書類をいう。
- 【入札説明書等】 : 入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集等をいう。
- 【事業提案書】 : 資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
- 【学校等】 : 給食を配送する幼稚園・小学校・中学校をいう。
- 【本施設】 : 本事業で、事業者が事業用地において建設等を行う施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置付けるものとする。
- 【配膳室等】 : 給食を受け入れるために学校に設置される施設及び配送車両の進入路その他の受入れに係る施設の総称をいう。
- 【サービス購入料】: 本施設の建設、維持管理及び運営業務（以下「本件整備・運営業務」という。）に係るサービスの対価として市が事業者に対して支払う料金をいい、本施設の建設業務に係る費用、開業準備業務に係る費用及び維持管理・運営業務に係る費用で構成される。
- 【市ホームページ】: 本事業に関するホームページをいう。ホームページアドレスは、「9（2）お問い合わせ先」に示す。

1 入札説明書の定義

この入札説明書は、館山市（以下「市」という。）が、P F I法に基づき、2018年11月7日に特定事業として選定した館山市学校給食センター整備運営事業に係る総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を実施するに当たり、本事業の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）を対象に交付するものである。

本事業の基本的な考え方については、2018年10月5日に公表した実施方針、要求水準書案と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び要求水準書案に関する意見を反映している。従って、入札参加者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出することとする。

また、別添書類の館山市学校給食センター整備運営事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）、館山市学校給食センター整備運営事業 事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）、館山市学校給食センター整備運営事業 基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）、館山市学校給食センター整備運営事業 落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）、館山市学校給食センター整備運営事業 様式集（以下「様式集」という。）は、この入札説明書と一体のものとする。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針に関する質問に対する回答、要求水準書（案）（2018年10月5日公表）に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問に対する回答、要求水準書（案）（2018年10月5日公表）によることとする。

2 本事業の概要

(1) 事業名称

館山市学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

館山市長 金丸謙一

(3) 事業目的

館山市の学校給食センターは、稼働から48年以上経過しており老朽化が深刻な課題となっている。文部科学省が2009年4月1日に通知した「学校給食衛生管理基準」に照らすと、現在の施設や設備は現在調理施設に求められている衛生水準や機能面と比較して、大きく乖離している状況であり、早急に対応する必要がある。

以上を踏まえ、本事業は、新学校給食センターの建設に加え、施設の維持管理及び運営業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用したサービスの向上や経費削減を図りつつ、財政負担の平準化等を実現するため、PFI手法を用いて整備することを目的とする。

(4) 公共施設等の立地条件及び規模

ア 立地に関する事項

- | | |
|----------|-------------------------|
| (ア) 事業用地 | 千葉県館山市北条420-1他 |
| (イ) 敷地面積 | 6,141.94 m ² |
| (ウ) 建築面積 | 1,666.29 m ² |
| (エ) 構造 | 鉄骨造(地上2階) |
| (オ) 用途地域 | 第一種住居地域 |
| (カ) 建ぺい率 | 60% |
| (キ) 容積率 | 200% |

イ 本施設の概要

本施設は、館山市内の小・中学校等への給食を提供する、1日当たり3,500食の供給基本能力を有する学校給食施設とする。また、本施設は、文部科学省が示す学校給食衛生管理基準及び厚生労働省が示す大量調理施設衛生管理マニュアル等に準拠したものとする。

(5) 事業範囲

事業者が、PFI法に基づき、給食センター等を建設、維持管理、運営等の業務を遂行することを本事業の範囲とし、事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容については、入札説明書のほか、要求水準書、事業契約書(案)

等を参照のこと。

ア 施設整備業務

- ・ 建築工事
- ・ 建築設備工事
- ・ 附帯施設工事
- ・ 調理設備調達業務
- ・ 食器食缶等調達業務
- ・ 施設備品等調達業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- ・ 建物維持管理業務
- ・ 建築設備維持管理業務
- ・ 附帯施設維持管理業務
- ・ 調理設備維持管理業務
- ・ 食器食缶等維持管理業務
- ・ 施設備品等維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務

エ 運營業務

- ・ 日常の検収業務
 - ・ 給食調理業務
 - ・ 洗浄等業務
 - ・ 配送及び回収業務
 - ・ 残渣等処理業務
 - ・ 献立作成支援業務
 - ・ 食育支援業務
- ※各業務に付随する日常の衛生管理含む。

オ 事業者の自主事業として行う業務

※市の定めた条件を満たす業務として市が認めた場合のみ実施できる。

(6) 市が実施する事業の範囲

本業務における市の業務範囲は次のとおりである。

ア 施設整備業務

- ・ 校舎配膳室改修工事
- ・ 工事監理業務

イ 運營業務等

- ・ 献立作成・栄養管理業務
- ・ 衛生管理業務（市職員に係るもの）
- ・ 食材調達業務
- ・ 検収業務
- ・ 食育業務
- ・ 配膳等業務
- ・ 広報業務(見学者対応を含む)
- ・ 給食費の徴収管理業務
- ・ 配膳室維持管理業務
- ・ 直接搬入品（米飯、パン、牛乳等）の調達・各配送校への運搬業務（市が別途発注した搬入事業者が実施）
- ・ 直接搬入品の容器・残渣等の回収業務

なお、市が行うとしている業務のうち、事業期間中に事業者側で請負可能な業務がある場合は、その業務に関する実施計画書（方針・体制・所要費用）を提案することが出来る。当該業務の対価については、入札価格に含めず別途任意様式（提案内容、事業計画、事業費等を記入）にて提案することとする。また、提案は事業期間内であれば随時受け付けるものとする。

(7) 事業方式

本事業は、事業者が本施設の建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（2019年6月予定）から2040年8月までの、約21年2か月（建設期間1年、開業準備期間2か月、維持管理・運営期間20年）とする。

(9) 事業スケジュール（予定）

本事業における事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

ア 事業契約の締結 2019年6月

| | |
|-------------|--------------------|
| イ 建設期間 | 2019年6月から2020年6月まで |
| ウ 開業準備期間 | 2020年7月から同年8月まで |
| エ 供用開始年月日 | 2020年9月1日 |
| オ 維持管理・運営期間 | 供用開始から2040年8月まで |

(10) 事業期間終了後の措置

事業期間終了後は、2040年9月より市又は新たな維持管理・運営受託者が給食センターの維持管理・運営業務を引き継ぐものとする。そのため、事業者は、かかる業務の継続に必要な引継業務を行うとともに、終了時の給食センターの状態について市の確認を受けるものとする。

なお、事業期間終了時における要求水準については、要求水準書を参照のこと。

(11) 事業者の収入に関する事項

市は、本件整備・運営業務に関する費用として、事業者の提案を基に金額を決定したサービス購入料を、事業者に支払うものとする。

ア 建設の対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、本施設の建設等の施設整備に要する費用に相当する対価を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、当該施設整備費用に相当する対価のうち、入札説明書等に定める一定額を建設期間終了後速やかに支払い、その残額を維持管理・運営期間中において均等に支払うものとする。

イ 維持管理・運営費に相当する対価

市は、事業契約に基づき、本施設が事業者から市に引渡された日から運営開始日までの間（開業準備期間）に、事業者が実施する本施設の開業準備に要する費用に相当する対価を支払うものとする。また、運営開始日から事業期間終了日までの間（維持管理・運営期間）に維持管理・運営業務に要する費用に相当する対価を支払うものとする。

なお、維持管理・運営期間中に支払う対価は、固定対価と変動対価に分け、固定対価には、施設・設備の保守管理、清掃、警備及び備品調達並びに提供食数に関係なく生じる調理人件費、光熱水費等が含まれ、変動対価には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定している。

また、固定対価・変動対価のいずれも物価変動を考慮した改定を行うこととし、改定の対象となる費用、改定に用いる価格指数等は事業契約書に示す。

市及び事業者は、要求水準書（添付資料2）の想定提供給食数より10%以上増減した場合、又は学校等の統廃合等により学校数が増減した場合は、対価の見直しに

ついて協議を申し込むことが出来る。

(12) 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、P F I 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。)のほか、学校給食法、建築基準法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

詳細については、要求水準書を参照のこと。

3 入札参加に関する条件

(1) 入札参加者が備えるべき資格

ア 入札参加者の構成等

- (ア) 本事業の入札参加者は、本施設の建設業務を行う者、調理運營業務を行う者、配送業務を行う者、維持管理業務を行う者等により構成されるグループとする。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて行うことを妨げない。
- (イ) 入札参加者のうち、「SPCの設立等に関する要件」に示す特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」、構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、参加表明書提出時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- (ウ) 入札参加者は、参加表明書提出時に構成員の中から「代表企業」を定め、必ず当該代表企業が応募手続を行うこと。
- (エ) グループの構成員又は協力企業は、他のグループの構成員又は協力企業になることはできない。また、グループの構成員又は協力企業の子会社又は親会社は、他のグループの構成員又は協力企業として参加することはできない。（「子会社」とは、会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいい、「親会社」とは、会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）

イ 入札参加者の資格要件等

入札参加者は、参加表明書提出時に代表企業の名称を明記し、必ず当該代表企業が入札手続を行わなければならない。

入札に当たっては、入札参加者は、構成員及び協力企業の名称並びに携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

建設業務を行う者、調理運營業務を行う者、配送業務を行う者及び維持管理業務を行う者等は、次の要件をそれぞれすべて満たすこと。

(ア) 建設業務を行う者

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- b 市の2018・2019年度の入札参加適格者名簿において、工種「建築一式工事」に登録されていること。
- c 市の建築一式工事での格付がAで登録されていること。本市内に本店があるも

の以外は、千葉県における建築一式工事の総合点数が1,110点以上であること。

(イ) 調理業務を行う者

- a 市の2018・2019年度の入札参加適格者名簿において、業種「医療・医事・給食」に登録されていること。
- b 2008年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に学校給食施設又は集団調理施設（同一メニューを1回1,500食以上又は1日3,000食以上を提供する調理施設）等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

(ウ) 維持管理業務を行う者

- a 市の2018・2019年度の入札参加適格者名簿において、業種「建物管理・清掃」に登録されていること。

(エ) その他の業務を行う者

- a 市の2018・2019年度の入札参加適格者名簿に登録されていること。

(2) 構成企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者になれない。

ア 法人でない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ 参加表明書の受付締切日から入札提出書類（提案書）の提出締切日までの間に、市の指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者）を除く。）

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者）を除く。）

カ 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

ク 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である法人

ケ 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

(7) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に

取り扱われている者

(ウ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(ア)から(エ)までのいずれかに該当するもの

コ 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力がある法人

サ 子会社又は親会社がエからコまでのいずれかに該当する法人

シ 館山市学校給食センター整備運営事業等PFI事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業の子会社若しくは親会社

ス 本事業の設計等業務を受託した企業（株式会社楠山設計）又は、その企業の子会社若しくは親会社

セ 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託している三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している弁護士法人関西法律特許事務所及び株式会社学給絵所舎並びにこれらの企業の子会社又は親会社

(3) 参加資格の確認等

ア 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

イ 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、参加資格確認基準日から入札提出書類の受付日までの間に、「入札参加者の参加資格要件（共通）」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。

(ア) 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。

(イ) 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての競争参加資格等を満たすことを市が認めたとき。

ウ 入札提出書類の受付日の翌日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、「入札参加者の参加資格要件（共通）」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資

格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

(7) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

(4) 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、すべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

(4) 入札に係る留意事項等

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

イ 費用負担

入札に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金

免除する。

エ 提出書類の取り扱い

(7) 返却の有無

入札参加者から提出を受けた書類は返却しない。

(4) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、市は、本事業においての公表時及び市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾があるときに限り、事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定に当たって、市は入札参加者の意見を聴くものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令

に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(イ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

(オ) 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、追加的に書類の提出を要求することがある。

オ 市からの提示資料の取扱い

市が本事業に関して提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

カ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができないものとする。

キ 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は入札を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

ク 使用言語、単位及び時刻

入札その他の手続に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(5) 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

予定価格 金4,776,000,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

4 落札者決定の方法及び手順

(1) 落札者決定の方法

本事業は、建設段階及び運営・維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効果的・効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、事業者の建設・運営・維持管理能力及びサービス対価の額等を総合的に評価することとし、事業者の募集及び選定の方法は、競争性、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

(2) 選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。

| スケジュール（予定） | 内 容 |
|----------------|-----------------------|
| 2018年11月7日 | ・入札公告 |
| 2018年11月12日 | ・入札説明書等に関する説明会 |
| 2018年11月7日～16日 | ・入札説明書等に関する質問受付 |
| 2018年11月12日 | ・事業用地の現地確認 |
| 2018年11月15～16日 | ・学校等の現地確認 |
| 2018年11月15～22日 | ・学校等の現地確認を踏まえた質問受付 |
| 2018年11月30日 | ・入札説明書等に関する質問回答の公表 |
| 2018年12月14日 | ・参加表明書の受付（資格確認申請書を含む） |
| 2018年12月28日 | ・資格審査結果の通知 |
| 2019年2月1日 | ・入札提出書類（提案書）の受付 |
| 2019年4月上旬 | ・落札者決定及び公表 |
| 2019年5月下旬 | ・事業契約の仮契約の締結 |
| 2019年6月 | ・本契約締結 |

(3) 募集及び選定手続等

ア 入札公告

市は、本事業の入札公告と同時に、市ホームページにおいて、入札説明書等を公表する。

イ 入札説明書等に関する説明会及び事業用地の現地確認

標題について、次のとおり開催する。

(7) 開催日時

- ・説明会

2018年11月12日（月）13：30から15：00まで

- ・事業用地の現地確認
説明会が終了次第実施する

(イ) 開催場所

館山市役所本館 2階会議室（説明会終了後、現地へ移動）

(ウ) 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、1事業者につき2名以内とする。

(エ) 申込方法

「説明会及び事業用地の現地確認参加申込書」（様式第1－1号）をE-mail又は郵送で申し込むこと。また、E-mailによる場合は、件名に「説明会等申込書」と表記すること。

なお、E-mailの場合は、送信後、速やかに開封確認等で当該E-mailの着信確認を行うこと。また、郵送の場合は「配達記録郵便」とすること。

(オ) 申込先

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター
住所：〒294-0045 千葉県館山市北条692-1
E-mail：kyushoku@city.tateyama.chiba.jp

(カ) 申込期限

2018年11月12日（月）10：00まで（必着）

(キ) 留意事項

説明会当日は、入札説明書等は配付しないので、市ホームページからダウンロードして持参すること。また、事業用地の現地確認については、雨天決行を予定しているが、荒天等により開催できない場合は延期する。開催日当日荒天の場合には、「9(2) 問い合わせ先」に確認のこと。

現地への交通手段は各自で確保すること。なお、事業用地内への自動車の乗り入れはできない。

なお、現地確認においては、市からの説明は行わない。また、説明会及び現地確認では、質問・意見等は受け付けない。

ウ 学校等の現地確認

希望者を対象に、以下のとおり、学校等の現地確認を開催する。

(7) 開催日時及び開催場所

2018年11月15日(木) 9:40～

2018年11月16日(金) 10:00～

※時間・学校等については、別紙「学校等の現地確認に実施について」を参照

(イ) 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、1事業者につき2名以内とする。

(ウ) 申込方法

「学校等の現地確認参加申込書」(様式第1-2号)をE-mail又は郵送で申し込むこと。また、E-mailによる場合は、件名に「学校等の現地確認申込書」と表記すること。

なお、E-mailの場合は、送信後、速やかに開封確認等で当該E-mailの着信確認を行うこと。また、郵送の場合は「配達記録郵便」とすること。

(エ) 申込先

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター

住所：〒294-0045 千葉県館山市北条692-1

E-mail：kyushoku@city.tateyama.chiba.jp

(オ) 申込期限

平成30年11月14日(水) 16:00まで(必着)

(カ) 留意事項

雨天決行を予定しているが、荒天等により現地確認を実施できない場合は延期する。開催日当日荒天の場合には、「9(2) 問い合わせ先」に確認のこと。

学校等への交通手段は各自で確保すること。なお、敷地内への自動車の乗り入れについては駐車スペースに限りがあるので市と調整すること。

学校等の配膳室内に立ち入る必要がある場合には、予め、腸内細菌検査(赤痢菌、サルモネラ菌、O-157)の結果を現地で提出すること。(検査機関の結果報告書の写し可)

エ 入札説明書等に関する質問及び意見の受付、回答の公表

入札説明書等に記載した内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

(7) 受付期間

入札説明書等に関する質問及び意見

2018年11月7日(水)から11月16日(金) 16:00まで(必着)

学校等の現地確認を踏まえた質問及び意見

2018年11月15日（水）から11月22日（木）16:00まで（必着）

(イ) 提出方法

質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式第2号）に必要事項を記入の上、E-mail 又は郵送（データをCD-Rに保存して添付）で提出すること（文書形式はMicrosoft-Excel とする）。また、E-mail による場合は、件名に「入札説明書質問」と表記すること。

なお、E-mail の場合は、送信後、速やかに開封確認等で当該 E-mail の着信確認を行うこと。また、郵送の場合は「配達記録郵便」とすること。

(ウ) 提出先

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター

住所：〒297-8511 千葉県館山市北条692-1

E-mail : kyushoku@city.tateyama.chiba.jp

(イ) 回答方法

質問及び意見に対する回答は、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市ホームページで公表する。なお、民間事業者等から提出のあった質問及び意見について、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

回答公表予定日：2018年11月30日（金）

オ 参加表明書及び資格審査書類の受付

入札参加者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類（8(3)に定義する。以下同じ。）を提出し、参加資格の有無について、市の確認を受けなければならない。

参加表明書及び資格審査書類の提出書類は、8(3)資格審査時の提出書類を参考とし、様式集の提案書作成要領に従って提出すること。

(7) 受付期間

2018年12月14日（金）9:00から12:00まで

（郵送の場合は同日12:00（正午）までに必着とする）

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参する場合には、事前に館山市教育委員会教育部教育総務課学校給食センターに連絡すること。郵送

で提出する場合は、任意の封筒に入れ封印し、封筒の表には「館山市学校給食センター整備運営事業」と朱書きすること。

(ウ) 提出場所

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター
住所：〒294-0045 千葉県館山市北条 692-1

カ 資格審査結果の通知等

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、入札参加者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を 2018 年 12 月 28 日（金）までに入札参加者に対して郵送にて発送する。

なお、資格審査の結果、参加資格が無いと認められた入札参加者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

キ 入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、2019 年 1 月 11 日までに、参加辞退届（様式 4-1）を館山市教育委員会教育部教育総務課学校給食センターに提出すること。また、提出は代表企業が持参すること。

なお、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

ク 入札

資格審査通過者は次のとおり入札書及び事業提案書等を提出するものとする。なお、様式、作成要領については、様式集を参照すること。また、提出は代表企業が行うものとする。

(7) 受付期間

2019 年 2 月 1 日（金）9：00 から 12：00 まで
（郵送の場合は同日 12:00（正午）までに必着とする）

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参する場合は、事前に館山市教育委員会教育部教育総務課学校給食センターまで連絡すること。

a 持参する場合

「入札書」（様式 5-1）は封筒に入れて、封印の上、提出すること。

また、「入札価格内訳書」（様式5-2）については、入札書とは別の封筒に入れて封印の上、「入札書」提出時に同時に提出すること。また、「入札条件及び要求水準に関する誓約書」（様式5-3）もあわせて提出すること。

封筒の封皮にそれぞれ代表企業の商号又は名称及び「館山市学校給食センター整備運営事業 入札書在中」、「館山市学校給食センター整備運営事業 入札価格内訳書在中」と朱書きして、上記(7)に示す受付期間に、下記(ウ)に示す提出先に提出すること。

なお、代理人が入札書を提出する場合には、「委任状（入札時）」（様式5-4）を添付（入札書を入れた封筒に封入しないこと。）すること。また、代理人は他の入札参加者の代理人となることはできない。

事業提案書等については、一括して提出すること。

b 郵送する場合

二重封筒とし、「入札書」（様式5-1）及び「入札価格内訳書」（5-2）についてはそれぞれ別の中封筒に入れ、封印の上、当該中封筒の封皮には、持参する場合と同様にそれぞれ代表企業の商号又は名称等を朱書きし、外封筒の封皮には「館山市学校給食センター整備運営事業 入札書在中」と朱書きし、「入札条件及び要求水準に関する誓約書」（様式5-3）とあわせて郵送すること。

なお、代理人が開札に立ち会う場合は、「委任状（入札時）」（様式5-4）を同封（入札書等を入れた中封筒に封入しないこと。）するか、開札日当日に持参すること。また、代理人は他の入札参加者の代理人となることはできない。

事業提案書等については、一括して下記(ウ)に示す提出先に郵送すること。

(ウ) 提出場所

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター
住所：〒294-0045 千葉県館山市北条 692-1

(イ) 提出に関する留意点等

入札参加者は、消費税及び地方消費税（税率10%）を含んだ契約希望金額を見積り、入札書に記載すること。

(オ) 入札に当たっての留意事項

a 一般的注意事項

- (a) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (b) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- (c) 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (d) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

b 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、当該決定を取り消すものとする。

- (a) 入札に参加する資格がない者による入札
- (b) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (c) 本事業について、2通以上の入札をした者による入札
- (d) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者による入札
- (e) 入札者の記名押印のない入札書又は押印制度のない国においては署名のない入札書による入札
- (f) 入札書中その要領が不明確な入札
- (g) 入札に関し不正の行為があった者による入札
- (h) 予定価格を超える価格で入札した者による入札
- (i) 入札価格内訳書の提出をしない者による入札
- (j) 提出書類に虚偽の記載をした者による入札
- (k) その他この入札説明書等で指定した以外の方法により入札をした者による入札

ケ 開札

提出された入札書につき下記のとおり開札を行う。

(7) 開札日時

2019年2月1日（金）15：00

(4) 開札場所

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター内2階会議室
住所：〒294-0045 千葉県館山市北条692-1

(7) 留意事項

- a 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、本事業に直接関係しない市の職員を立ち合わせて行う。なお、立会いは、各入札参加者（グループ）につき

- 1名とする。
- b 開札場所には、入札参加者又はその代理人及び入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。
 - c 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場所に入場することができない。
 - d 入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人をして開札に立ち会わせる場合においては入札権限に関する「委任状（入札時）」（様式5－4）を提出しなければならない。
 - e 入札参加者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所を退場することができない。
 - f 入札参加者が入札に関して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は開札場所外に退去させる。
 - g 入札の回数は1回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。
 - h 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者が、その後の落札者決定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

5 落札者の決定

(1) 選定委員会の設置

市は、審査に係る公平性、透明性及び客観性を確保するため、学識経験者等で構成する館山市学校給食センター整備運営事業等PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、自ら定める落札者決定基準に従って事業提案の審査を行う。選定委員会は、以下の5名の委員により構成される。（敬称略）

- ◎委員 安登 利幸（亜細亜大学大学院 国際経営戦略研究科 教授）
 - 委員 真鍋 雅史（嘉悦大学 ビジネス創造学部 教授）
 - 委員 堀端 薫（女子栄養大学 栄養学部 准教授）
 - 委員 川上 孝（館山市 総務部長）
 - 委員 四ノ宮 朗（館山市 教育委員会 教育部長）
- （◎：委員長 ○：副委員長）

なお、入札参加者各社が、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、失格とする。

(2) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査により実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的な考え方、事業計画、建設、維持管理、運営及び配慮事項の事業提案を選定委員会が総合的に評価する。各審査の概要は以下のとおりである。詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

ア 資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は参加要件、資格等の要件等についての確認審査を行う。資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

イ 提案審査

(7) 基礎審査

市は、事業提案書に記載されている内容が、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることについて確認する。その結果、その要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とする。

(4) 総合評価

選定委員会は、基礎審査を通過した入札参加者の提案内容を評価し、提案等に関し、加点項目審査により採点した得点と、提案価格を得点化したものを合計し、

その合計が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査に当たって、提案内容の確認のために市又は選定委員会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施する。

ア 実施時期 2019年3月頃（予定）

イ 実施内容 実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、代表企業に連絡するものとする。

(4) 落札者の決定・公表

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

(5) 審査結果の通知及び公表

市は、落札者決定後、速やかに審査結果を入札参加者に文書にて通知する。また、PFI法第8条に規定する客観的評価については、選定委員会による審査結果とあわせて市ホームページに公表する。

なお、落札者（構成員又は協力会社のいずれかの者）が、落札者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(6) 落札者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、入札参加者あるいは資格審査通過者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

6 契約に関する事項

(1) 基本協定の概要

市と落札者（協力会社を除く。）は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項、特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立等

落札者（協力会社を除く。）は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を仮契約締結前までに設立するものとする。なお、特別目的会社が給食センター内に事務所等を置き、これを使用する場合は、給食センターの市への引渡し後から維持管理・運営業務の期間中、市は特別目的会社に対して、無償にて給食センターの当該使用部分の貸付を行うものとする。

ア 落札者の構成員は、仮契約の締結前までに本事業を実施するSPCを館山市内に設立すること。SPCは会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社とする。

イ 落札者の構成員は、SPCの株主総会における全議決権の3分の2を超える議決権を保有すること。また、代表企業は出資者の中で最大出資比率とすること。

ウ SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 仮契約の締結

市は、落札者（協力会社を除く。）と事業契約書（案）に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容、金額、支払方法等を定め、2019年5月を目処に仮契約を締結するものとする。仮契約は、当該契約に関する議案が2019年館山市議会第2回定例会の議決を経た後に本契約となる。

なお、契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者（協力会社を除く。）の負担とする。

(4) その他

落札者決定日の翌日から事業契約の締結までの間、落札者の構成員又は協力企業が、本入札説明書に入札参加資格として定める事項を満たさなくなった場合、参加資格を欠くことになった原因が本事業に関するものである場合には、市は落札者と契約を締結しないことがある。参加資格を欠くことになった原因が本事業に関係しない場合には、市は、次のいずれかに該当するときは市と落札者は事業契約を締結でき、該当しない場合には事業契約を締結しないものとする。ただし、下記に該当する場合においても市は落札者と事業契約を締結しないこともある。

- ア 落札者が、入札参加資格として定める事項を満たさなくなった当該構成員又は協力企業に代わって、本入札説明書に定める入札参加資格を有する者を構成員又は協力企業として補充し、必要書類を提出した上で、市が入札参加資格を確認し、かつSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。
- イ 構成員又は協力企業が複数である落札者の場合で、入札参加資格要件として定める事項を満たさなくなった構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、本入札説明書に定めるすべての入札参加資格等を満たし、かつSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

7 事業実施に関する事項

(1) サービス購入料の支払い

市は、事業契約に基づき事業者が実施する給食センターの建設業務に係る対価として「サービス購入料A（一括払い）」及び「サービス購入料B（割賦払い）」、開業準備業務に係る対価として「サービス購入料C（一括払い）」、維持管理・運営業務に係る対価として「サービス購入料D（固定料金）」及び「サービス購入料E（変動料金）」を支払う。

詳細については、事業契約書（案）を参照のこと。

(2) 保険

事業者等は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。詳細については、事業契約書（案）を参照のこと。

ア 建設期間中の保険

事業者は、給食センターの建設にあたる者をして、建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

イ 開業準備期間中の保険

事業者は、開業準備期間において、第三者賠償責任保険に加入するとともに、必要な保険に加入すること。

ウ 維持管理・運営期間中の保険

事業者は、維持管理・運営開始から事業契約終了時までの全期間において、第三者賠償責任保険に加入すること。

(3) 市と事業者の責任分担に関する考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

このリスク分担の考え方、PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成13年1月22日。民間資金等活用事業推進委員会）及び契約に関するガイドライン（平成15年6月23日。民間資金等活用事業推進委員会）などを踏まえ、予想さ

れるリスク及び市と事業者の責任分担については、事業契約書（案）によるものとする。

なお、事業契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

(4) 土地、給食センターの使用等

事業者は、事業期間中において、本事業の用に供するために、市が所有する本施設の土地及び建物について、必要な範囲を無償で使用できるものとする。

(5) 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

(6) 業務の委託等

事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に文書により市の承諾を得なければならない。

(7) 資格者の配置

事業者は、要求水準書に示す要件を満たす資格取得者を給食センターに配置すること。

(8) モニタリング

市は、事業の実施状況について監視、測定、評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実に履行し、要求水準書（提案事項含む。）に規定された要求水準を達成しているかを確認する。本事業では、市が行うモニタリングを「モニタリング」といい、事業者自らが行うモニタリングを「セルフモニタリング」という。

なお、詳細は、事業契約書（案）を参照すること。

(9) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。ただし、今後、法令等の改正により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

(10) 財政上及び金融上の支援に関する事項

学校施設環境改善交付金交付要綱（平成 23 年文科施第 3 号）による交付金が、国から市に交付される見込みである。そのため、事業者は市が行う申請手続きの協力を履行するものとする。

なお、当該交付金については、建設に係るサービス対価の一部として「サービス購入料A」に充てられる。

(11) その他事業実施に際して必要な事項

ア 金融機関と市との協議

市は、事業の継続性を確保する目的で、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する予定である。

イ 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

8 提出書類

(1) 説明会等に参加する際の提出書類

入札説明書等に関する説明会及び現地確認への参加を希望する場合には、以下の書類を提出すること。

- ・(様式1-1) 説明会及び事業用地の現地確認参加申込書
- ・(様式1-2) 学校等の現地確認申込書

(2) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類

入札説明書等に関して、質問がある場合には、簡潔にとりまとめて1部提出すること。

- ・(様式2) 入札説明書等に関する質問書

(3) 資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格証明書等は、3部(正本(押印したもの)1部、副本(正本の写し)2部)提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

ア 参加表明書

- ・(様式3-1) 参加表明書
- ・(様式3-2) 構成員及び協力会社一覧表
- ・(様式3-3) 事業実施体制
- ・(様式3-4) 委任状

イ 資格証明書

構成員及び協力会社は、資格証明書及び以下の各書類(以下「資格審査書類」と総称する。)のうちそれぞれが提出対象者であるものを市に提出すること。

- ・(様式3-5) 資格証明書
- ・(様式任意) 経営事項審査結果通知書の写し
- ・(様式3-6) 調理業務及び運営の実績を証する書類
- ・(様式3-7) 会社概要
- ・(様式3-8) 誓約書

それぞれの提出対象者については、次頁の通りとする。

| 書類名 | | 提出対象者 | 様式 |
|-----|-------------------------------------|----------------------|-----------|
| A | 経営事項審査結果通知書の写し | 建設企業 | 任意 |
| B | 3(1)ウ(イ)bに定める業務遂行の実績を証する書類（契約書の写し等） | 運営企業 | 様式 3-6 |
| C | 会社概要 | 構成員（代表企業含む。）及び協力会社全て | 様式 3-7 |
| D | 誓約書 | 実績を証する書類を提出した者 | 様式 3-8 |

注) 実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と入札参加者の名称が異なる場合、その実績が、入札参加者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類（様式任意）も提出すること。

(4) 資格審査通過後に参加を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、参加を辞退しようとする場合には、事業提案書提出期限までに、以下の書類を1部提出すること。

- ・(様式4-1) 参加辞退届

(5) 入札時の提出書類

入札時に提出する提案書類は、以下のとおりである。

ア 入札書

- ・(様式5-1) 入札価格書
- ・(様式5-2) 入札価格内訳書
- ・(様式5-3) 入札条件及び要求水準に関する誓約書
- ・(様式5-4) 委任状（入札時）

イ 事業提案書等

- ・(様式6-1) 事業提案書
- ・(様式6-2) 事業提案書一覧表

(ア) 事業計画等提案書

- ・(様式7-1) 事業計画等提案書表紙
- ・(様式7-2) 本事業の実施方針（基本的考え方）
- ・(様式7-3) 事業体制
- ・(様式7-4) 事業計画

- ・(様式7-5) 資金調達計画
- ・(様式7-6) サービス購入料設定の考え方
- ・(様式7-7) 事業収支計画に関する考え方
- ・(様式7-8) 資金管理計画
- ・(様式7-9) リスク管理の考え方
- ・(様式7-10) 業務品質の確保の考え方
- ・(様式7-11) 本事業の特徴に対する考え方
- ・(様式7-12) 施設整備費計算書
- ・(様式7-13) 維持管理・運営費計算書
- ・(様式7-14) 長期修繕計算書(考え方含む)
- ・(様式7-15) 備品等調達・更新費計算書
- ・(様式7-16) サービス購入料支払い予定表(年度/四半期)
- ・(様式7-17) 事業収支計算書
- ・(様式7-18) キャッシュフロー計算書
- ・(様式任意) 関心表明書

(イ) 建設業務提案書

- ・(様式8-1) 建設業務提案書表紙
- ・(様式8-2) 施工管理

(ウ) 開業準備業務提案書

- ・(様式9-1) 開業準備業務提案書表紙
- ・(様式9-2) 開業準備業務計画

(エ) 維持管理業務提案書

- ・(様式10-1) 維持管理業務提案書表紙
- ・(様式10-2) 維持管理業務計画
- ・(様式10-3) 建築物・建築設備・附帯施設保守管理業務
- ・(様式10-4) 調理設備・食器食缶等・施設備品等保守管理業務
- ・(様式10-5) 清掃業務・警備業務
- ・(様式10-6) ライフサイクルコストの縮減

(オ) 運営業務提案書

- ・(様式11-1) 運営業務提案書表紙
- ・(様式11-2) 運営業務の基本方針
- ・(様式11-3) 調理業務
- ・(様式11-4) 衛生管理業務
- ・(様式11-5) 配送・回収業務

- ・(様式11-6) その他運營業務(各種補助・支援業務、洗淨 等)

(カ) その他項目に関する提案書

- ・(様式12-1) その他項目に関する提案書表紙
- ・(様式12-2) 地域経済への貢献
- ・(様式12-3) 地域社会への貢献
- ・(様式12-4) 環境への配慮
- ・(様式12-5) 自主事業

(キ) 設備・備品等リスト

- ・(様式13-1) 設備・備品等リスト表紙
- ・(様式13-2) 調理設備リスト
- ・(様式13-3) コンテナ・食器かご等リスト
- ・(様式13-4) 施設備品等リスト

9 その他

(1) 情報の提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページを通じて適宜行う。

(2) 問合せ先

担当部署：館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター

住所：〒294-0045 千葉県館山市北条 692-1

電話：0470-22-5050

E-mail：kyushoku@city.tateyama.chiba.jp

HP(URL)：http://www.city.tateyama.chiba.jp/kyushoku/page100031.html

別紙 学校の現地確認の実施について

配膳室等の現地確認調査の実施予定日時及び注意点は次のとおり。

| No. | 集合場所 | 11/15 (木) | 11/16 (金) |
|-----|-------|-----------|-----------|
| 1 | 館山市役所 | 9 : 40 | |
| 2 | 房南小学校 | | 10 : 00 |
| 3 | 那古幼稚園 | (10 : 00) | |
| 4 | 北条幼稚園 | 13 : 10 | |
| 5 | 館山幼稚園 | | 14 : 00 |
| 6 | 西岬幼稚園 | | (13 : 20) |
| 7 | 豊房幼稚園 | | (11 : 30) |
| 8 | 館野幼稚園 | (14 : 40) | |
| 9 | 船形小学校 | 11 : 10 | |
| 10 | 那古小学校 | 10 : 00 | |
| 11 | 北条小学校 | 13 : 35 | |
| 12 | 館山小学校 | | 14 : 30 |
| 13 | 西岬小学校 | | 13 : 20 |
| 14 | 房南小学校 | | 10 : 00 |
| 15 | 神余小学校 | | 10 : 55 |
| 16 | 豊房小学校 | | 11 : 30 |
| 17 | 館野小学校 | 14 : 40 | |
| 18 | 九重小学校 | 15 : 15 | |
| 19 | 第一中学校 | 10 : 40 | |
| 20 | 第二中学校 | | 15 : 00 |
| 21 | 第三中学校 | 14 : 05 | |
| 22 | 房南中学校 | | (10 : 00) |

【注意点】

- 1 事業者は、各日の集合場所及び指定日時に各自集合し、市職員の指示に従い現地に向い整然と見学を行うこと。また、1事業者2名以内とする。
- 2 事業者は、学校等への交通手段については各自で確保するものとする。また、自動車の場合は、学校等の敷地内への乗り入れ、駐車場所については、市職員の指示に従うこと。
- 3 指定日時以外の学校等の見学はできないものとする。
- 4 見学対象は、配膳室内（整備予定箇所）までの配送経路とする。
- 5 配膳室内に立ち入る必要がある場合には、予め、腸内細菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌、0-157）の結果を提出すること。（検査機関の結果報告書の写し可）
- 6 学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- 7 見学中は企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示すること。
- 8 見学時に必要となるもの（腕章、名札、資料、上履き等）は、各自用意すること。
- 9 1校あたりの見学時間は最大1時間とする。
- 10 本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能とするが、児童・生徒等個人が特定されるような撮影は行わないこと。また、撮影した写真等は本事業以外には使用しないこと。